

大阪府電子契約実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪府財務規則（昭和55年大阪府規則第48号。以下「財務規則」という。）第64条に規定する電子契約の実施について、財務規則に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、次に掲げる各号に定めるところによる。

- (1) 電子契約 大阪府電子署名規程（平成17年大阪府訓令第16号）、大阪府教育委員会電子署名規程（平成24年大阪府教育委員会訓令第1号）、大阪府監査委員電子署名規程（令和3年大阪府監査委員規程第2号）、大阪府人事委員会電子署名規程（令和3年大阪府人事委員会訓令第1号）及び大阪府警察電子署名管理規程（平成17年12月2日本部訓令第35号）（以下これらを「電子署名規程」という。）第2条第5号に規定する電子契約をいう。
- (2) 電子署名 電子署名規程第2条第2号（大阪府警察電子署名管理規程においては同第2条第1号。）に規定する電子署名をいう。
- (3) 電子署名取扱責任者 電子署名規程第3条に規定する電子署名取扱責任者（大阪府警察電子署名管理規程においては同第6条に規定する電子署名実施責任者。）をいう。
- (4) 電子署名実施者 電子署名規程第6条に規定する電子署名実施者（大阪府警察電子署名管理規程においては同第7条に規定する電子署名取扱責任者。）をいう。
- (5) 契約事務担当者 契約手続きの実務を行う大阪府又は大阪府警察の担当職員をいう。
- (6) 契約承認者 契約の相手方において、契約に係る承認権限を有する者をいう。
- (7) 電子契約書 電子契約により作成された契約書（付属書類を含む。以下同じ。）をいう。
- (8) 契約合意情報 契約締結日、契約の承認入力を行った者等、契約締結に関する情報（当該情報を記載した電子ファイルを含む。以下同じ。）をいう。
- (9) 電子契約サービス 大阪府又は大阪府警察が委託契約した事業者が提供している電子契約及び電子契約書の保管・保存サービスを行うクラウド型のサービスをいう。
- (10) アップロード 電子契約サービスのコンピューターに電子契約書を記録することをいう。
- (11) ダウンロード 電子契約サービスを利用しているコンピューターに電子契約書を受信し保存することをいう。

(電子契約サービスの利用範囲)

第3条 電子契約サービスは、電子契約システムを使用して契約するものについて利用する。ただし、次に掲げる契約を除く。

- (1) 法令等の規定により書面の契約書が必須となるもの
- (2) 契約の相手方が電子契約について同意しないもの
- (3) 電子契約サービスの障害時や緊急に契約を行う必要がある場合など、電子契約を行うことが困難であるもの

(電子署名実施者)

第4条 電子署名取扱責任者は、電子署名規程の規定及び大阪府契約事務取扱指針に基づいて電子署名実施者を指定するとともに、当該電子署名実施者を適切に指揮監督するものとする。

2 契約事務担当者は、契約の承認として電子署名を行うことができないことに留意するものとする。

(電子契約の同意)

第5条 契約の相手方は、電子契約を希望する場合は、契約承認者の役職、氏名、その他必要事項を記載した電子契約同意書兼メールアドレス確認書(様式第1号)(以下「電子契約同意書」という。)を提出するものとする。

2 契約の相手方として予定している者は、電子契約同意書について、入札による契約の場合は、事後審査に係る書類の提出時(事後審査に係る書類の提出がない場合は、契約事務担当者が連絡する期日。)に、随意契約の場合は、見積書等の必要書類の提出と併せて提出するものとする。

なお、電子契約同意書が提出されない場合、契約事務担当者は、契約の相手方として予定している者に対して提出の意向を確認するものとする。

(電子契約サービス利用時の認証)

第6条 電子契約サービスの利用にあたっては、利用者の認証を行うものとする。

2 契約事務担当者及び電子署名実施者における利用者認証の方法は、利用者IDとパスワードを入力する方法による。

3 契約の相手方における利用者認証の方法は、電子契約システムと連携して認証する方法又は電子契約システムにおいて取得した利用者IDとパスワードを入力する方法による。

(事前手続き)

第7条 契約事務担当者及び契約承認者は、電子契約書の内容における契約保証金、部分払いの取扱いなどの落札決定後に定めるべき事項について契約締結前に協議を行うものとする。

2 財務規則第67条に規定する契約保証金の納付等又は財務規則第68条に規定する契約保証金の免除手続きは、次条の契約の締結手続きまでに行うものとする。

(契約の締結)

第8条 契約の締結は次に掲げる方法により行う。

(1) 契約事務担当者は、電子契約書の内容の確認を行ったうえで電子契約サービスにアップロードする。

(2) 契約承認者は、電子契約サービスからの承認依頼及びパスワードの通知を受け、アップロードされた電子契約書の内容が事前に協議したものと相違ないことを確認し、電子契約サービスにおいてパスワードを入力することにより、契約の承認として電子署名を行う。

(3) 電子署名実施者は、電子契約サービスからの承認依頼の通知を受け、契約の相手方

の氏名等に誤りがないこと及びアップロードした電子契約書の内容が決裁を受けたものと相違ないことを確認し、電子契約サービスにおいて契約の承認として電子署名を行う。

(契約締結後の確認)

第9条 契約締結日は、前条第3号の電子署名が行われた日とする。

2 契約事務担当者及び契約承認者は、契約の締結がなされた後、電子契約サービスから通知される契約合意情報及びダウンロードした電子契約書を確認するものとする。

(契約書の保存)

第10条 電子契約における契約書の正本は、電子契約サービスに保管される電子契約書とする。

2 第8条により締結した電子契約書は、電子契約サービスにおいて、契約期間の終了日の属する会計年度の翌会計年度の6月1日を起算日とし、10年間保存する。

3 契約事務担当者及び契約承認者は、電子契約書及び契約合意情報を適切に保管するものとする。

4 契約事務担当者は、電子契約書(控え)及び契約合意情報を、大阪府行政文書管理規程(平成14年大阪府訓令第39号)第23条の規定により保管及び保存するものとする。

(変更契約)

第11条 契約事務担当者及び契約承認者は、変更契約が生じた場合(変更前の契約書が書面であるものを含む。)は、第7条及び第8条の規定による手続きを行うものとする。ただし、変更前の契約書が書面である場合は、契約の相手方は、第5条の規定により電子契約同意書を提出するものとする。

2 契約の相手方は、変更契約において、契約承認者を変更する場合は、第5条第1項に規定する電子契約同意書を新たに提出するものとする。

(契約の解除)

第12条 契約事務担当者は、受注者と合意した上で契約の解除を行う場合は、次に掲げる方法により行うことができる。

(1) 契約事務担当者は、契約解除合意書(任意様式)を作成し、電子契約サービスにアップロードする。

(2) 契約承認者は、電子契約サービスからの承認依頼の通知を受け、契約解除の承認として電子署名を行う。

(3) 電子署名実施者は、電子契約サービスからの承認依頼の通知を受け、契約解除の承認として電子署名を行う。

2 契約事務担当者は、前項の契約解除合意書を電子契約サービスからダウンロードし、第9条及び第10条に準じて保管及び保存するものとする。

3 契約事務担当者は、大阪府又は大阪府警察から契約の解除を行う場合は、次に掲げる方法により行うことができる。

(1) 契約事務担当者は、契約解除通知書(任意様式)を作成し、電子契約サービスにアップロードすることにより通知する。

(2) 前号の規定にかかわらず、契約解除通知書に記名押印し通知する必要があると認め

られるときは、書面により行うものとする。

4 前各項によりがたい場合は、他の方法によることができる。

附 則

この要領は、令和7年1月6日以降に契約を行うものから適用する。

附 則

この要領は、令和7年4月1日以降に契約を行うものから適用する。

様式第1号

案 件 名

電子契約同意書兼メールアドレス確認書

電子契約サービスを利用して大阪府と電子契約を締結することに同意します。

契約締結の承認に利用するメールアドレスは、次のとおりです。

1 契約締結権限者	
所属	
役職	
氏名	
メールアドレス	

※このメールアドレスは、電子署名を行う際に必要な「ワンタイムパスワード」をお送りするためのものです。

2 契約担当者	
所属	
役職	
氏名	
連絡先電話番号	

大阪府総務部契約局長 様

年 月 日
所 在 地
商号又は名称
代表者氏名

※フリーメールのアドレスは指定しないでください。

※「契約締結権限者」欄には、契約の承認権限を有している方（代表取締役等の代表者又は事業者の社内規定などで定められている契約を承認できる方）1名の記載をお願いします。

※なお、契約締結に係る電子署名依頼などのお知らせメールは、電子契約システムの利用者情報に登録していただいているメールアドレスに送付します。

※本様式は例示です。内容が確認できれば、他の様式でも支障ありません。